

芳根京子さんを起用し、2025 年度地震保険広報活動を開始 ～防災グッズだけじゃ守れないものがある。みんな、まずは地震保険～

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：船曳 真一郎）は、2025 年 8 月 29 日（金）から、2025 年度の地震保険広報活動を開始します。

今年度は、広報キャラクターに芳根京子さんを起用し、「防災グッズだけじゃ守れないものがある。みんな、まずは地震保険」をキャッチコピーに、地震保険の必要性を改めて呼びかけます。

9 月 1 日（月）からテレビ CM を全国で放送するほか、WEBCM、新聞広告の実施や全国各地でのポスター掲出なども行います。

テレビ CM や WEBCM は、芳根京子さんと、地震を連想する「なまず」のキャラクター「なまべ」が登場します。芳根さんとなまべの軽快な掛け合いや、「なまず」との語呂合わせによる「みんな、まずは地震保険。」という印象的なフレーズで、「地震保険」の必要性を視聴者にお伝えします。

当協会では、本活動等を通じて、地震リスクや地震保険の必要性を広く呼びかけ、地震保険の理解促進と加入促進を図っていきます。

<2025 年度地震保険広報 キービジュアル>



防災グッズだけじゃ
守れないものがある。

みんな、まずは
地震保険。

地震のあとの、くらしを守る。

地震保険

【特設サイト URL】 <https://www.jishin-hoken.jp/>

■テレビCM「みんな、まずは地震保険」篇（15秒）

公開：2025年9月1日（月）から放映予定

YouTube URL：<https://youtu.be/Bmg7u1WyNOI>

日本で古くから「地震を予知する」と伝承されてきた「なまず」をモチーフとしたキャラクター「なまべエ」との軽快な掛け合いが特徴です。地震への備えとして「防災リュック」や「ヘルメット」を挙げる芳根さんに、「だけで、大丈夫か？」となまべエが問いかけることで、防災グッズだけでは被災後の生活までは守れないことに気づかされる内容となっています。

最後は、もしもの災害への備えとして地震保険を想起していただけるよう、なまずとの語呂合わせによる「みんな、まずは地震保険。」という印象的なフレーズで強調します。



■WEBCM「みんな、まずは地震保険～地震クイズ～」篇

公開：2025年9月1日（月）から放映予定

YouTube URL：<https://youtu.be/Uvu2T1q8u2A>

TVCMの放映にあわせてWEBCMも公開します。WEBCMでは、なまべエから出される「日本で地震は年間何回くらい？」というクイズから、思っていたよりもはるかに多い回数だったことに驚く芳根さんは、改めて地震保険で備えることの重要性に気が付いた様子を見せます。

さらに「もし被災したらどんな費用がかかる？」というクイズから、家の修理費だけにとどまらない、被災後の生活を立て直すために必要な費用に考えを巡らせる芳根さんの姿を通じて、「地震のあとの暮らしを守る」地震保険の必要性を伝える内容となっています。

TVCM同様、芳根さんとなまべエの軽快な掛け合いにご注目ください。



■地域別縦型ショート動画

地震保険の付帯率が低いエリア（北海道・東京都・神奈川県・佐賀県・長崎県・沖縄県）の方々に、地震後に対する関心を持ってもらうためのご当地縦型ショート動画を公開します。各地域の地震リスクに基づき、地震保険の必要性について訴求します。

- ・「みんな、まずは地震保険～北海道～」篇
- ・「みんな、まずは地震保険～東京都～」篇
- ・「みんな、まずは地震保険～神奈川県～」篇
- ・「みんな、まずは地震保険～佐賀県～」篇
- ・「みんな、まずは地震保険～長崎県～」篇
- ・「みんな、まずは地震保険～沖縄県～」篇



2025 年度地震保険広報活動概要（予定）

内容（予定）		時期（予定）
テレビ広告	15 秒スポット CM	2025 年 9 月 1 日～9 月 7 日、 2026 年 3 月
新聞広告	全国賃貸住宅新聞、マンション管理新聞	2025 年 9 月、2026 年 3 月
WEB 広告	YouTube、Meta、Google、Yahoo! JAPAN、防災ニッポン	2025 年 9 月～2026 年 3 月
交通広告	東急線全線車内まど上ポスター	2025 年 9 月、2026 年 3 月
ポスター	損害保険会社や損害保険代理店、住宅展示場など	2025 年 8 月下旬～2026 年 8 月下旬
その他	特設サイト	2025 年 8 月下旬～2026 年 8 月下旬
	不動産仲介店舗でのサイネージ掲出・チラシ配布、住宅展示場でのチラシ配布 など	2025 年 9 月～2026 年 3 月（チラシ配布は無くなり次第終了）

【地震保険の概要】

- ・ 1966 年に制定された「地震保険に関する法律」に基づく保険。地震保険の普及を図り、被災者の生活の安定に寄与することを目的として、政府と損害保険会社が共同で運営する。補償内容・保険料は、どの損害保険会社、代理店で加入しても同じ。
 - ・ 地震、噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用の建物および建物内の家財に生じた損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して保険金が支払われる。これらの損害は火災保険では補償されないため、地震保険が必要。
 - ・ 地震保険は単独では加入できず、火災保険にセットして加入する必要がある。火災保険の契約の中途でも、地震保険に加入することができる。
 - ・ 2024 年度の地震保険の付帯率（※）は全国平均で 70.4%である。（出典：損害保険料率算出機構）
※2024 年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合。
- （注）付帯率等は以下の URL から確認可能

<https://www.giroj.or.jp/databank/earthquake.html>